

国民健康保険

安心して病院などにかかれるよう、すべての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。

問い合わせ

■保険税について 税務課 内線119

■保険証や給付資格について 保険医療課 内線154



Q 国民健康保険税は誰に課税される？

【A】世帯主に課税されます。

同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、保険税の納税義務者は加入者本人ではなく世帯主です。そのため、納税通知書などは全て世帯主あてに送付します。

国民健康保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳の被保険者がいる場合)
所得割 A	(総所得*1 －43万円) ×6.01%	(総所得*1 －43万円) ×2.12%	(総所得*1 －43万円) ×1.68%
均等割 B	被保険者の人数 ×29,700円	被保険者の人数 ×8,300円	被保険者の人数 ×10,100円
平等割 C	23,900円	7,900円	6,000円
合計	A+B+C (最大63万円)	A+B+C (最大19万円)	A+B+C (最大17万円)
年税額	医療分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分		

*1 総所得には譲渡所得(特別控除後)も含む

※税額は、中途加入した場合は加入月から、中途脱退した場合は(ほかの健康保険に加入、ほかの市町村へ転出など)は脱退した月の前月までの月割支払い

(1) 軽減制度
世帯主と加入者の前年の総所得金額等の合計が下表の判定基準額以下の場合には軽減が受けられます。軽減を受けるには住民税の申告が必要です(扶養控除を受けている方、課税資料が役場に届いている方は除く)。

【A】あります。

5つを紹介します！

Q 国民健康保険税に
は軽減・減免・徴収
猶予制度はある？

軽減の判定基準額

軽減7割	基礎控除額(43万円)+10万円 ×(給与所得者等*1の数-1)
軽減5割	基礎控除額(43万円)+28万5千円 ×(被保険者数*2)+10万円×(給与所得者等*1の数-1)
軽減2割	基礎控除額(43万円)+52万円 ×(被保険者数*2)+10万円×(給与所得者等*1の数-1)

*1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方

*2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含む

未就学児1人に係る均等割額

所得の基準による軽減割合	均等割額 (法定軽減後)	未就学児の方の 均等割額 (軽減後)
軽減なし	38,000円	19,000円
7割軽減	11,400円	5,700円
5割軽減	19,000円	9,500円
2割軽減	30,400円	15,200円

※均等割額は、医療分・後期高齢者支援金分

(2) 未就学児に係る「均等割額」を5割軽減
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和4年度から未就学児に係る均等割額を5割軽減します。なお、当該被保険者の属する世帯に7割、5割、2割の軽減を適用する場合、軽減後の均等割額を5割軽減します。また、被保険者の皆さんが申請する必要があります。

(4) 徴収猶予

町税を一度に納付または納入できない場合は、申請により原則として1年以内に限り、納税が猶予される場合があります。

(3) 減免制度

①～④に該当する場合、減免が受けられることがあります。なお、納期限の7日前までに申請手続きをする必要がありますので、問い合わせ先へ

- ①生活保護を受けることになった
- ②災害により被害を受けた
- ③継続して6か月以上の入院療養が必要となった
- ④失業、事業の廃止などにより著しく所得の減少が見込まれることになった

※③④は一定の所得基準あり
※65歳未満であり倒産や解雇など自ら望まない理由で離職した方は、離職日の翌日が属する年度翌年度末の間は、前年の総所得金額等のうち給与所得を7割軽減して国民健康保険税を計算します。申請には雇用保険受給資格者証が必要です。

(5) 新型コロナウイルス

感染症における減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入もしくは給与収入の減少が見込まれる場合、減免が受けられる場合があります。



Q どうやって納付するの？

「A」納付方法は、口座振替、個人納付、年金からの天引きの3つがあります。

① 口座振替

納付は原則、口座振替でお願いします。申請が必要のため、通帳と通帳の届出印を持って税務課または金融機関で手続きしてください。

② 個人納付(普通徴収)

口座振替の手続きをしていない方は、7月中旬に送付する納付書で納付してください。

③ 年金からの天引き

(特別徴収)

次のすべてに該当する場合は、年金から天引きされます。

- ・世帯主が国民健康保険加入者
- ・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満

Q 介護保険料はどうやって納付するの？

・世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者
・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない方

「A」国民健康保険に加入している40歳〜64歳の方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の

方は、知多北部広域連合から届く納付書で納付してください。

納期限							期別	納期限
第8期	第7期	第6期	第5期	第4期	第3期	第2期	第1期	全期
2月28日	1月31日	12月26日	11月30日	10月31日	9月30日	8月31日	8月1日	8月1日
日	日	日	日	日	金	日	日	日

国民健康保険限度額適用認定証等の申請

■各自申請が必要です

「愛知県国民健康保険限度額適用認定証等」を国民健康保険被保険者証とともに病院窓口で提示すると、医療機関ごとで支払う金額が、1か月あたりの自己負担限度額までとなります。

●入院や高額な診療を受ける予定がある場合

保険医療課で限度額適用認定証等の交付を申請してください。国民健康保険税

などの滞納がある場合は、事前に電話で相談してください。

●すでにお持ちの方

毎年8月に更新が必要です。前年の所得で再判定し、適用区分の見直しをするため、8月以降の限度額適用認定証等が必要な方は8月1日以前に直接問い合わせ先へ

●申請手続きの持ち物

・対象者の国民健康保険被

保険者証

・窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

・世帯主および対象者のマイナンバーを確認できるもの。別世帯の方が手続きする場合は委任状

■問い合わせ

保険医療課 内線154

国民健康保険高齢受給者証

●70歳になる方

70歳になる誕生日の翌月(各月の1日生まれの方は誕生日)から適用となる国民健康保険高齢受給者証を対象となる月の前月末までに世帯主あてに送付しています。

医療機関を受診するとき、国民健康保険被保険者証とともに高齢受給者証を提示してください。

●すでにお持ちの方

毎年8月に更新します。

●令和5年7月31日までに75歳になる方

誕生日から後期高齢者医療制度に移行するため、有効期限は誕生日の前日になります。

■問い合わせ

保険医療課 内線155

医療費の助成を行っています



助成を受けるには…？

事前に保険医療課で「受給者証」の交付（即日交付、一部後日郵送）を受けてください。医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「被保険者証」を提示することで窓口負担がなくなります。

●申請に必要なもの
制度により異なりますので、町ホームページまたは問い合わせ先へ

助成の種類

- 子ども医療費助成制度
中学校卒業まで（15歳に達する年度の3月31日まで）の子ども
- 障害者医療費助成制度
 - ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいの方

- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- ・療育手帳A判定、B判定の方（IQ50以下）
- ・自閉症候群と診断された方
- 母子家庭等医療費助成制度
一定所得以下の方で、次に該当する方
 - ・ひとり親家庭などで、18歳以下の児童を扶養している母（父）およびその児童
 - ・父母のいない18歳以下の児童
- 後期高齢者福祉医療費給付制度
後期高齢者医療制度に加入している方で、次に該当する方
 - ・障がい者および母子家庭等医療費助成制度の資格要件に該当する方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方
 - ・「精神保健及び精神障害

- 者福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方
- ・ひとり暮らしで住民税非課税世帯の方（同一敷地または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く）
- ・要介護4、5の認定を受けた方で、生活介護を3か月以上継続して受けており、住民税非課税世帯の方
- ・精神障害者保健福祉手帳3級の方で精神病床に入院する方（精神疾患での入院のみ使用可）
- ・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）
- 精神障害者医療費助成制度
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方（全疾患による入院・通院使用可）
 - ・精神障害者保健福祉手帳

- 3級の方（精神病床への入院のみ使用可）
- ・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）
- 自立支援医療費補助（更生医療）
障がい者でその障がいを除去・軽減するため、指定の医療機関で対象となる医療を受ける方で、身体障害者手帳を保持し、自立支援医療（更生医療）を必要とする方
- 自立支援医療費補助（育成医療）
18歳未満で身体に障がいがあり、治療により障がいの除去・軽減の見込みがある子ども
- 未熟児養育医療
申請時に入院中で、指定医療機関の医師が入院・養育を必要と認めた未熟児※「未熟児」とは身体の発達が未熟のまま出生した子どもであって、正常児が出生時に有する諸機能を有するまでの子ども
- 問い合わせ
保険医療課 内線158

7月1日（金）開始 国民年金保険料免除等の申請受付開始

- 免除対象期間
令和4年7月分～令和5年6月分
※過去の期間は申請日から原則2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。
- 持ち物
マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
※失業などの特例免除を申請する場合
雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のうちいずれか1点（コピー可）
- その他
経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合や、過去に申請を忘れていたなど未納期間がある方は問い合わせ先へ。免除申請期間に対応する前年所得に基づいて所得審査が

専門カウンセラーによる 個別おしごと相談

ママ・ジョブ・あいち 無料出張相談

「退職してから空白が長くて不安」「今の自分に合った働き方を見つけたい」「再就職の準備は何から始めたらいいの」…など、不安や悩みを個別に相談できます。無料の託児（要予約）も利用可能です。

●**と き** 8月25日(木)、26日(金)

午前9時30分～午後0時20分

※1人50分程度

●**ところ** 役場2階 相談室2

●**定 員** 各日3名(先着順)

●**対 象** 出産・育児などで離職し、再就職を考えている女性

●**その他**

- ・雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります。
- ・職業紹介はしていません。

●**申込み** 7月11日(月)～8月18日(木)に
申込書を問い合わせ先へ

※申込書は児童課で配布または町ホームページからダウンロード

●**問い合わせ**

児童課 内線140 Fax83-3912



ご寄付をいただき ありがとうございます

(敬称略)

●**知多信用金庫**

於大公園再整備事業へ

企業版ふるさと納税 50万円



企業版
ふるさと納税



国民年金保険料の 産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者

が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。希望すれば、付加保険料の納付も可能です。

●免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6

か月間。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産・流産、早産された方を含む)

●メリット

- ・保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映される
- ・支払済みの国民年金保険料は、原則、還付(返金)される
- ・付加保険料の納付も可能。

ただし、届出した月から開始

●対象

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

※任意加入の方は対象外

●届出方法

出産予定日の6か月前から、または出産後に届書を問い合わせ先へ

※すでに国民年金保険料が免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも届出をしてください。

●持ち物

・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる書類

・出産日または出産予定日がわかる書類(母子健康手帳など)

・別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

●問い合わせ

・半田年金事務所

0569(21)2375

・役場保険医療課

内線155



行われます。

■臨時特例措置

①新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などで所得が相当程度まで下がった場合、問い合わせ先へ

②臨時特例措置による学生納付特例の申請手続きは、令和4年度も申請を受けています。

■申請・問い合わせ

・半田年金事務所

0569(21)2375

・役場保険医療課

内線155